

ID: 119

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>市営住宅の入居の決定</p>
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第8条第2項</p>
<p>例規番号</p>	<p>平成9年条例第31号</p>
<p>【根拠条文】 (入居の申込み及び決定) 第8条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第6条、第7条、第9条、第10条、芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第1条の2及び第2条の規定による。 (入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。)にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。 (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者で独立の生計を営む能力があり、かつ、市税に係る滞納がないこと。 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第5号及び第13条第1項において同じ。)があること。 (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の規則で定める場合 21万4千円 イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (入居者資格の特例) 第7条 市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 2 前条第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあっては、同条第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (住宅困窮者登録)</p>	

第9条 第6条の規定に該当する者で市営住宅に入居を希望するものは、別に定めるところにより住宅困窮者として登録をしなければならない。

(入居者の選考)

第10条 市長は、前条の規定により住宅困窮者として登録した者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考又は抽せんにより入居者を決定するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある建物に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため扶養する親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

(老人等の範囲)

第1条の2 条例第6条に規定する老人等は、次のとおりとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以

下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 条例第6条第3号アの規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 入居者又は同居者に第1項第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する者がある場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合
(住宅困窮者登録資格)

第2条 条例第6条第1号及び第2号に規定する者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に1年以上住民登録を有し、又は市内に2年以上引き続き勤務している者
- (2) 婚姻の予約者については、入居指定期日までに婚姻することを誓約した者

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 121

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の使用料の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第21条(第28条第4項、第32条第3項及び第42条の2第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (使用料の減免又は徴収猶予) 第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定による。 (使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予) 第17条 条例第21条及び第23条に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅使用料減免・徴収猶予申請書(様式第12号)を提出し、市長の承認を得なければならない。 3 前項の申請書には、医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 124

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>市営住宅の目的外使用の許可</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第42条の2第2項</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成9年条例第31号</p>
<p>【根拠条文】 (市営住宅の目的外使用許可等) 第42条の2 市長は、本来の入居者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で芦屋市犯罪被害者等支援条例(平成28年芦屋市条例第16号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等のうち、市内に住所を有する者であって、規則で定めるものに市営住宅を使用させることができる。 2 前項の規定により市営住宅を使用しようとする者は、申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。 3 前項の規定による許可を受けた者に係る市営住宅の使用については、第18条から第21条まで、第31条、第37条から第39条まで、第41条、第42条及び第47条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、第20条第1項中「入居を承認した日」とあるのは「第42条の2第2項の規定により使用を許可した日」と、第39条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第47条中「保管場所」とあるのは「市営住宅」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第23条の2の規定による。 (市営住宅の目的外使用) 第23条の2 条例第42条の2に規定する犯罪被害者等のうち規則で定めるものは、犯罪被害(犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。)による死亡、重傷病(療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。)をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病の原因となり得るものを含み、発生日から起算して1年以内の被害に限る。)を受けた者であって当該犯罪被害を受けたときから引き続き市内に住民登録を有している者(以下「犯罪被害者である市民」という。)又はその配偶者、扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)であって当該犯罪被害の発生時に当該犯罪被害者と同居していた者とする。ただし、次に掲げる場合は、除くものとする。 (1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。 (2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責に帰すべき行為があったとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上適切でないとき。</p> <p>2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、当該犯罪被害者である市民の生命若しくは身体</p>	

に重大な危険が生じていたとき、又は犯罪行為が行われた時に犯罪被害者である市民の申立てにより、加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が発せられていたときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該犯罪被害者である市民を前項の規則で定めるものに含むものとする。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号(第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除く。)
- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。)

- 3 条例第42条の2第2項の規定による許可の期間は、1年以内とする。
- 4 市営住宅の目的外使用の許可を受けようとする者は、市営住宅目的外使用許可申請書(様式第18号の2)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用を許可するときは、市営住宅目的外使用許可書(様式第18号の3)により当該申請者に通知するものとする。
- 6 市営住宅の目的外使用の期間の延長を受けようとする者は、市営住宅目的外使用期間延長許可申請書(様式第18号の4)を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用の期間の延長を許可するときは、市営住宅目的外使用期間延長許可書(様式第18号の5)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、延長を許可する期間は、第5項の規定により許可を受けた期間と併せて、1年を超えない期間とする。
- 8 市営住宅の目的外使用については、第12条、第13条、第15条から第17条まで、第22条及び第23条の規定を準用する。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 125

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の使用の許可
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第43条
例規番号	平成9年条例第31号

【根拠条文】

(自動車保管場所の使用許可)

第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

【基準】

根拠条文及び第44条の規定による。

(使用者の資格)

第44条 保管場所を使用する者は、次の各号に掲げる条件をいずれも具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であって、当該市営住宅に設置されている保管場所を自ら使用するために必要としていること。

(2) 第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別表第2に定める市営住宅の入居者又は同居者は、同表の保管場所を使用することができる。

別表第2(第44条、第45条関係)

自動車保管場所使用料

保管場所	使用料月額(円)
翠ヶ丘町5番住宅	8,000 建物内10,000
翠ヶ丘町23番住宅	8,000
楠町住宅	8,000
宮塚町2番住宅	8,000
大東町4番住宅	8,000
大東町5番住宅	8,000 建物内10,000
大東町11番住宅	8,000
大東町14番住宅	8,000
大東町15番住宅	8,000
大東町16番住宅	8,000
大東町17番住宅	8,000 建物内10,000
南芦屋浜団地	8,000 建物内10,000
高浜町1番住宅	8,000

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 128

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第46条		
例規番号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予) 第46条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 130

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可										
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第47条の2第2項										
例規番号	平成9年条例第31号										
<p>【根拠条文】 (保管場所の目的外使用許可等) 第47条の2 市長は、市営住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないとする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。</p> <p>(2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。</p> <p>2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。</p> <p>4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、保管場所の管理については、第45条の2及び第47条の規定を準用する。この場合において、第47条第1号中「第44条」とあるのは「第47条の2第1項」と、同条第3号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第3(第47条の2関係) 自動車保管場所目的外使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮塚町2番住宅</td> <td style="text-align: right;">16,000</td> </tr> <tr> <td>楠町住宅</td> <td style="text-align: right;">16,000</td> </tr> <tr> <td>大東町4番住宅</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> <tr> <td>大東町5番住宅</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> </tbody> </table>		保管場所	使用料月額(円)	宮塚町2番住宅	16,000	楠町住宅	16,000	大東町4番住宅	13,000	大東町5番住宅	13,000
保管場所	使用料月額(円)										
宮塚町2番住宅	16,000										
楠町住宅	16,000										
大東町4番住宅	13,000										
大東町5番住宅	13,000										
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>											
標準処理期間	15日										
備考											

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 133

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>市営住宅の目的外使用の期間延長の許可</p>
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 第23条の2第7項</p>
<p>例規番号</p>	<p>平成10年規則第10号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(市営住宅の目的外使用)</p> <p>第23条の2 条例第42条の2に規定する犯罪被害者等のうち規則で定めるものは、犯罪被害(犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。)による死亡、重傷病(療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。)をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病の原因となり得るものを含み、発生日から起算して1年以内の被害に限る。)を受けた者であって当該犯罪被害を受けたときから引き続き市内に住民登録を有している者(以下「犯罪被害者である市民」という。)又はその配偶者、扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)であって当該犯罪被害の発生時に当該犯罪被害者と同居していた者とする。ただし、次に掲げる場合は、除くものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。</p> <p>(2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責に帰すべき行為があったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上適切でないとき。</p> <p>2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、当該犯罪被害者である市民の生命若しくは身体に重大な危険が生じていたとき、又は犯罪行為が行われた時に犯罪被害者である市民の申立てにより、加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が発せられていたときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該犯罪被害者である市民を前項の規則で定めるものに含むものとする。</p> <p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待</p> <p>(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号(第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除く。)</p> <p>(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。)</p> <p>3 条例第42条の2第2項の規定による許可の期間は、1年以内とする。</p> <p>4 市営住宅の目的外使用の許可を受けようとする者は、市営住宅目的外使用許可申請書(様式第18号の2)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用を許可するときは、市営住宅目的外使用許可書(様式第18号の3)により当該申請者に通知す</p>	

るものとする。

- 6 市営住宅の目的外使用の期間の延長を受けようとする者は、市営住宅目的外使用期間延長許可申請書(様式第18号の4)を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用の期間の延長を許可するときは、市営住宅目的外使用期間延長許可書(様式第18号の5)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、延長を許可する期間は、第5項の規定により許可を受けた期間と併せて、1年を超えない期間とする。
- 8 市営住宅の目的外使用については、第12条、第13条、第15条から第17条まで、第22条及び第23条の規定を準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 134

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>改良住宅の入居の決定及び店舗等の使用の許可</p>
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第5条</p>
<p>例規番号</p>	<p>昭和61年条例第22号</p>
<p>【根拠条文】 (入居の申込み) 第5条 前条第1項又は第2項に規定する入居資格を有する者で改良住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。 2 前条第3項に規定する使用資格を有する者で店舗等を使用しようとするものは、市長に使用の申込みをしなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条、芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条及び第6条の規定による。 (入居) 第4条 別表第1に掲げる改良住宅に入居させるべき者は、次の各号に掲げる者で、別表第1に掲げる改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。 (1) 次に掲げる者で本市の住宅地区改良事業(若宮町住宅地区改良事業を除く。)の施行に伴い住宅を失ったもの ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。 イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、令第8条で定めるところにより、市長が承認した者に限る。 ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至った者 (2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの (3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者 2 別表第2に掲げる改良住宅に入居させるべき者は、次の各号に掲げる者で、別表第2に掲げる改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。 (1) 若宮町住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失った者で、前項各号の掲げる条件を具備するもの。この場合において、前項第1号中「住宅地区改良事業」とあるのは「若宮町住宅地区改良事業」と読み替えるものとする。 (2) 阪神・淡路大震災(以下「震災」という。)発生の日において若宮町の改良地区となるべき区域内に居住し、震災により住宅を失った者(同一の世帯に属するに至った者を含む。)。この場合において、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者は除く。ただし、令第8条で定めるところにより、市長が承認した者(同一の世帯に属するに至った者を含む。)は、この限りでない。 3 店舗等を使用させるべき者は、次の各号に掲げる者で、営業を継続することができなくなり、かつ、営業の継続を希望しているものでなければならない。</p>	

- (1) 別表第1に掲げる店舗等にあつては、住宅地区改良事業(若宮町住宅地区改良事業を除く。)の施行に伴つて営業する場所を失つた者
- (2) 別表第2に掲げる店舗等にあつては、若宮町住宅地区改良事業の施行に伴つて営業する場所を失つた者

別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1 改良住宅

建設年度	名称及び位置	構造	戸数	1戸当たり床面積 m ²
61	改良住宅1号 上宮川町10番	鉄筋コンクリート造8階建	42	64.48
			14	45.00
62	改良住宅3号 上宮川町6番	鉄筋コンクリート造4階建	18	65.00
63	改良住宅2号 上宮川町5番	鉄筋コンクリート造7階建	36	64.48
			12	45.00
63	改良住宅5号 上宮川町9番	鉄筋コンクリート造4階建	12	65.00
			4	45.00
3	改良住宅4号 上宮川町8番	鉄筋コンクリート造4階建	32	65.00
			8	45.00
5	改良住宅6号 宮塚町2番	鉄筋コンクリート造9階建	32	65.00
			7	45.00

2 集会所

名称	位置
改良住宅1号集会所	上宮川町10番
改良住宅6号集会所	宮塚町2番

3 店舗等

建設年度	名称及び位置	構造	戸数	1戸当たり床面積 m ²	使用料月額 円
62	改良店舗3号 上宮川町6番	鉄筋コンクリート造4階建 (1階部分)	6	38.29	17,900
	改良作業場3号 上宮川町6番		12	14.96	7,000
63	改良店舗2号 上宮川町5番	鉄筋コンクリート造平家建	2	53.20	24,900
	改良店舗5号 上宮川町9番		1	58.10	27,200
	改良作業場5号 上宮川町9番		2	29.05	13,600
5	改良店舗6号 宮塚町2番	鉄筋コンクリート造9階建 (1階部分)	4	38.28	17,900
	改良作業場6号 宮塚町2番		4	29.92	14,000

4 表 (省略)

別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1 改良住宅

建設年度	名称及び位置	構造	戸数	1戸当たり床面積
------	--------	----	----	----------

度				m ²
10	若宮町住宅1号 若宮町2番	鉄筋コンクリート造 5階建	16	39.77
			13	51.88
			3	65.63
11	若宮町住宅2号 若宮町2番	鉄筋コンクリート造 4階建	7	51.88
			5	65.63
11	若宮町住宅3号 若宮町6番	鉄筋コンクリート造 4階建	11	51.88
			11	65.63
12	若宮町住宅4号A 若宮町9番	鉄筋コンクリート造 4階建	7	51.88
			4	65.63
12	若宮町住宅4号B 若宮町8番	鉄筋コンクリート造 2階建	4	65.63
12	若宮町住宅5号 若宮町1番	鉄筋コンクリート造 4階建	7	51.88
			4	65.63

2 集会所

名称	位置
若宮町住宅集会所	若宮町6番

3 店舗等

建設年度	名称及び位置	構造	戸数	1戸当たり床面積 m ²	使用料月額 円
11	若宮店舗2号 若宮町2番	鉄筋コンクリート造 4階建 (1階部分)	1	55.69	34,500
			1	48.60	30,200

4 表 (省略)

(店舗等の使用許可の制限及び取消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には使用を許可しない。

- (1) 店舗等の使用目的以外に使用するおそれがあると認めるとき。
- (2) 危険物又は悪臭を発するものなどを保管収納するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営業の種類が騒音、振動及び悪臭を発生させるなど近隣に迷惑を及ぼすおそれがあるものと認めるとき。
- (4) その他市長の指示に従わないとき。

2 使用者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合は、その使用許可を取り消し、明渡しを命ずることができる。

(使用者の範囲)

第6条 集会所を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市の改良住宅に入居している者
- (2) その他市長が認める者

標準処理期間	30日
---------------	-----

備考	
-----------	--

設定年月日	平成 29 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 136

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の使用料の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第1項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の準用)		
例規番号	昭和61年条例第22号		
【根拠条文】 (準用) 第12条 第4条から前条までに定めるもののほか、改良住宅の管理については、市営住宅条例第13条、第14条、第18条、第19条第4項、第20条から第25条まで、第27条、第30条前段、第31条、第37条から第42条まで、第48条から第51条まで及び第69条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第19条第4項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「家賃限度額」と、第40条中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃限度額」と読み替えるものとする。 【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定による。 (使用料の減免又は徴収猶予) 第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 (使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予) 第17条 条例第21条及び第23条に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅使用料減免・徴収猶予申請書(様式第12号)を提出し、市長の承認を得なければならない。 3 前項の申請書には、医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 137

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の自動車保管場所の使用の許可														
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の準用)														
例規番号	昭和61年条例第22号														
<p>【根拠条文】 (準用)</p> <p>第12条</p> <p>3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。</p> <p>4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係)</p> <p>1～3の表 (省略)</p> <p>4 自動車保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>改良住宅(上宮川町、宮塚町)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)</p> <p>1～3の表 (省略)</p> <p>4 自動車保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>若宮町住宅(入居者による使用)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>若宮町住宅(入居者以外の者による使用)</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の規定による。 (自動車保管場所の使用許可)</p> <p>第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。</p>		保管場所	使用料月額		円	改良住宅(上宮川町、宮塚町)	8,000	保管場所	使用料月額		円	若宮町住宅(入居者による使用)	8,000	若宮町住宅(入居者以外の者による使用)	13,000
保管場所	使用料月額														
	円														
改良住宅(上宮川町、宮塚町)	8,000														
保管場所	使用料月額														
	円														
若宮町住宅(入居者による使用)	8,000														
若宮町住宅(入居者以外の者による使用)	13,000														
標準処理期間	15日														
備考															

設定年月日	平成 29 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 140

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予														
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第3項及び第4項(芦屋市 営住宅の設置及び管理に関する条例第46条の準用)														
例規番号	昭和61年条例第22号														
<p>【根拠条文】 (準用)</p> <p>第12条</p> <p>3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。</p> <p>4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第3条、第4条、第8条、第12条関係)</p> <p>1～3の表 (省略)</p> <p>4 自動車保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>改良住宅(上宮川町、宮塚町)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)</p> <p>1～3の表 (省略)</p> <p>4 自動車保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">保管場所</th> <th style="width: 50%;">使用料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>若宮町住宅(入居者による使用)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>若宮町住宅(入居者以外の者による使用)</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基準】 準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第46条の規定による。 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第46条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。</p>		保管場所	使用料月額		円	改良住宅(上宮川町、宮塚町)	8,000	保管場所	使用料月額		円	若宮町住宅(入居者による使用)	8,000	若宮町住宅(入居者以外の者による使用)	13,000
保管場所	使用料月額														
	円														
改良住宅(上宮川町、宮塚町)	8,000														
保管場所	使用料月額														
	円														
若宮町住宅(入居者による使用)	8,000														
若宮町住宅(入居者以外の者による使用)	13,000														
標準処理期間	15日														
備考															

設定年月日	平成 29 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 142

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	改良住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可
例規名 根拠条項	芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例 第12条第4項(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の2第2項の準用)
例規番号	昭和61年条例第22号

【根拠条文】

(準用)

第12条

4 別表第2に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条の2まで(第44条第2項を除く。)及び第51条の規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第47条の2第3項中「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

別表第2(第3条、第4条、第8条、第12条関係)

1～3の表 (省略)

4 自動車保管場所

保管場所	使用料月額 円
若宮町住宅(入居者による使用)	8,000
若宮町住宅(入居者以外の者による使用)	13,000

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第47条の2の規定による。

(保管場所の目的外使用許可等)

第47条の2 市長は、市営住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。

4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。

5 前各項に定めるもののほか、保管場所の管理については、第45条の2及び第47条の規定を準用する。この場合において、第47条第1号中「第44条」とあるのは「第47条の2第1項」と、同条第3号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

別表第3(第47条の2関係)

自動車保管場所目的外使用料

保管場所	使用料月額(円)
宮塚町2番住宅	16,000
楠町住宅	16,000
大東町4番住宅	13,000
大東町5番住宅	13,000

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 146

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の入居の承認
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第5条
例規番号	平成8年条例第27号

【根拠条文】

(入居の申込み)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する入居資格を有する者で従前居住者用住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。

【基準】

根拠条文、第4条及び芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定による。

(入居者の資格)

第4条 従前居住者用住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者であつて住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者で整備総合支援事業の整備地区の整備に伴い住宅を失うこととなるものであること。

ア 当該整備計画について国土交通大臣の承認を受けた日(以下「承認の日」という。)から引き続き整備総合支援事業の整備地区内に居住していた者。ただし、承認の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ 承認の日後に整備総合支援事業の整備地区内に居住するに至った者で市長が特に認めたもの

(2) 入居の申込みをした日において、収入が別に定める基準に適合する者

2 阪神・淡路大震災発生の日において整備総合支援事業の整備地区となるべき区域内に居住し、かつ、当該整備地区の整備に伴い居住の継続が困難となる者は、前項第1号に掲げる条件を備える者とみなす。

3 従前居住者用住宅に入居することができる者が当該住宅に入居せず又は居住しなくなった場合は、現に住宅に困窮していることが明らかな者のうちから選考して当該住宅の入居者を決定することができる。

4 前項の規定により従前居住者用住宅に入居する者の入居資格については、市営住宅条例第6条の規定(別表第1に掲げる従前居住者用住宅に入居する者の入居資格については、同条第3号の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条第2号中「第13条第1項」とあるのは「第6条の2第1項」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条、第7条関係)

従前居住者用住宅(大原町住宅)

団地名	棟数	戸数	構造	1戸当たり床面積 m ²	収入			
					0円～ 317,000円	317,001円～ 427,000円	427,001円～ 582,000円	582,001円～
大原町2番6―	1	38	鉄筋コンク		使用料月	使用料月	使用料月	使用料月

条例適用申請に対する処分個票

			リート造12 階建		額 円	額 円	額 円	額 円
605号				88.04	127,200	143,100	159,000	174,400
406、506号 706、1006号				86.54	124,900	140,500	156,200	171,400
407号				90.80	131,100	147,500	163,900	179,800
308、408、608 号				89.39	129,100	145,200	161,400	177,000
309、509、609 号 1009号				86.42	124,800	140,400	156,000	171,100
310、410、610 号				78.80	113,800	128,000	142,300	156,100
311、511、611 号 711、811、 1011号 1111、1211号				66.80	96,400	108,500	120,600	132,300
312、412、 512、612号 912号 1212号				59.24	85,500	96,200	106,900	117,300

(収入基準)

第2条 条例第4条第3項の規定により条例別表第1に掲げる住宅に入居する者は、収入が200,001円以上でなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 148

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の使用料の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】	<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第9条 市長は、特別の事情がある場合においては、当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。</p>		
【基準】	<p>根拠条文及び芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(減免又は徴収猶予)</p> <p>第6条 条例第9条及び条例第10条の2に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号に該当する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none">収入が著しく低額であるとき。病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。災害により、著しい被害を受けたとき。前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 <p>2 使用料及び入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、従前居住者用住宅減免申請書(様式第4号)又は従前居住者用住宅徴収猶予申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明するに必要な医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。</p> <p>4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。</p> <p>5 従前居住者用住宅(大原町住宅)に入居する者については、前各項の規定は、適用しない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 150

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条の3		
例規番号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予) 第9条の3 市長は、特別の事情がある場合においては、当該保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 151

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の自動車保管場所の目的外使用の許可
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第9条の4第2項
例規番号	平成8年条例第27号

【根拠条文】

(保管場所の目的外使用許可等)

第9条の4 市長は、従前居住者用住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 自ら使用するため保管場所を必要としていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。

4 前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。

5 市長は、保管場所の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保管場所の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

- (1) 第1項の利用者資格を失ったとき。
- (2) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 保管場所の使用料を1月以上滞納したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。
- (5) 前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。

別表第3(第9条の2及び第9条の4関係)

自動車保管場所使用料

保管場所	使用料月額
	円
精道町団地(入居者による使用)	8,000
精道町団地(第9条の4の規定による使用)	14,000
津知町団地(入居者による使用)	8,000
清水町団地(入居者による使用)	8,000
	建物内 10,000

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 154

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 第15条(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の準用)		
例規番号	平成8年条例第27号		
【根拠条文】 (準用)	第15条 前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項及び第4項、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第51条まで及び第69条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。		
【基準】	準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条の規定による。 (自動車保管場所の使用許可)		
	第43条 市営住宅の自動車保管場所(以下「保管場所」という。)を使用しようとする者は、自動車保管場所使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 452

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の用途制限許可		
例規名 根拠条項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第4条第2項		
例規番号	平成14年条例第27号		
【根拠条文】 (建築物の用途の制限) 第4条 計画区域(地区整備計画において当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。)内においては、別表第2ア項の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ項に掲げる建築物は、建築してはならない。 2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況に照らして、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、適用しない。 3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、芦屋市建築審査会(以下「建築審査会」という。)の同意を得なければならない。 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 453

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の建蔽率の最高限度許可		
例規名 根拠条項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第6条第3項第2号		
例規番号	平成14年条例第27号		
【根拠条文】 (建築物の建蔽率の最高限度) 第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2ア項の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ(ア)項に掲げる数値を超えてはならない。 2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、別表第2エ(イ)項に定めるものの内にある建築物にあつては、同表エ(ア)項に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、同表エ(ア)項に掲げる数値とする。 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 454

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	既存の建築物に対する制限の緩和許可
例規名 根拠条項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第11条第3項
例規番号	平成14年条例第27号
<p>【根拠条文】</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第11条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条第1項又は第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこの規定(この規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第9項までの規定並びに第5条の規定並びに法第53条の規定並びに第6条第1項及び第2項の規定に適合すること。</p> <p>(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>(3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>(4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分(当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。)、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。</p> <p>(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。</p> <p>(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計(以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。)が、第5条第2項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の</p>	

床面積の合計)を超えないものであること。

- 3 法第3条第2項の規定により第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、市長が健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可したときは、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第8条第1項及び第9条第1項の規定は適用しない。
- 4 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 455

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成14年条例第27号		
【根拠条文】 (公益上必要な建築物の特例) 第12条 この条例の規定は、市長が、公益上必要な建築物で、その敷地、構造、用途等の特殊性により支障がないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。 2 前条第4項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 456

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	変更の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条 第1項		
例規番号	平成14年規則第40号		
【根拠条文】 (変更等の手続) 第3条 建築主は、許可を受けた後に許可申請書又は添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。 2 建築主は、第2条第1項の規定による申請をした後許可を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号の取り下げ届を市長に提出しなければならない。 3 建築主は、許可を受けた後に当該工事又は用途の変更を取りやめたときは、様式第5号の取りやめ届に許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 457

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	斜面地建築物の制限の制限許可		
例規名 根拠条項	芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例 第4条第3項第2号		
例規番号	平成18年条例第17号		
【根拠条文】 (斜面地建築物の構造の制限) 第4条 法第50条の規定による構造の制限は、階数4を超えてはならないものとする。 2 前項の適用区域は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域とする。 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する斜面地建築物については、適用しない。 (1) 法第55条第4項、法第59条の2第1項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項 若しくは第3項の規定による許可を受けたもの (2) 市長が、公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 4 市長は、前項第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、芦屋市建築審査会の同意を得なければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 458

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

<p>処分の概要</p>	<p>既存の斜面地建築物の制限の制限許可</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例 第6条第1項第3号及び第2項第2号</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成18年条例第17号</p>		
<p>【根拠条文】 (既存の斜面地建築物に対する制限の緩和) 第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない斜面地建築物について、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。 (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 (2) この条例の規定の施行又は適用の際(以下「基準時」という。)における敷地内の増築で、第4条に規定する階数を超えない場合 (3) 前号以外の増築をする場合で、基準時の階数を超えない範囲内において規則で定めるもののうち、市長が周囲の住居の環境を害するおそれがないと認め、かつ、安全上支障がないと認めて許可したとき。 2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない斜面地建築物について、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。 (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 (2) 住戸及び住室の増加を伴わない増築をする場合で、市長が周囲の住居の環境を害するおそれがないと認め、かつ、安全上支障がないと認めて許可したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>60日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和5年9月28日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 459

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	変更の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	平成18年規則第65号		
【根拠条文】 (変更等の手続) 第6条 建築主は、許可を受けた後に許可申請書又は添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。 2 建築主は、前条第1項の規定による申請をした後許可を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号の取り下げ届を市長に提出しなければならない。 3 建築主は、許可を受けた後に当該工事を取りやめたときは、様式第5号の取りやめ届に許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定施設に関する検査		
例規名 根拠条項	福祉のまちづくり条例 第19条第1項		
例規番号	平成4年兵庫県条例第37号		
【根拠条文】 (工事の完了の届出) 第18条 第15条(第17条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (特定施設に関する検査) 第19条 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。 2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。 【基準】 根拠条文及び福祉のまちづくり条例施行規則第6条第1項の規定による。 (特定施設整備基準) 第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日

ID: 1011

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特殊建築物の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例規名 根拠条項	建築基準条例 第4条ただし書		
例規番号	昭和46年兵庫県条例第32号		
【根拠条文】 (敷地と道路との関係) 第4条 都市計画区域内にある次の各号に掲げる用途に供する建築物(当該各号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以下(第5号に掲げる用途に供する建築物にあつては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下)の建築物及び次条に規定する建築物を除く。)の敷地は、道路(法第42条に規定する道路をいい、法第43条第1項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 (2) 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等 (3) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (4) 展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場 (5) 物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗 (6) 倉庫 (7) 自動車車庫又は自動車修理工場(以下「自動車車庫等」という。) (8) 工場(自動車修理工場を除く。第15条第3号において同じ。)			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日

ID: 1012

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	大規模建築物の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例規名 根拠条項	建築基準条例 第4条の2ただし書		
例規番号	昭和46年兵庫県条例第32号		
【根拠条文】 (敷地と道路との関係) 第4条の2 都市計画区域内にある建築物で、階数が3以上であり、かつ、延べ面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日

ID: 1013

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	学習塾の敷地と道路との関係における安全上支障がないことの認定		
例規名 根拠条項	建築基準条例 第19条ただし書		
例規番号	昭和46年兵庫県条例第32号		
【根拠条文】 (敷地と道路との関係) 第19条 都市計画区域内にある学習塾(主として幼児、小学生又は中学生を対象としたもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3階以上の階にその用途に供する部分を有するものに限る。以下同じ。)の用途に供する建築物の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日